

平成27年

# 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

平成27年 2月9日 開会

平成27年 2月9日 閉会

泉 州 南 消 防 組 合 議 会

# 平成27年 泉州南消防組合議会第1回定例会会議録

## 目 次

### ○第1日（平成27年2月9日）（月）

○議事日程	1
○出欠議員	1
○説明員職員氏名	1
○職務のために出席した職員氏名	2
○本会議の会議事件	2
○会議録署名議員	2
○開会・開議	2
○議席の指定	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○監査報告第8～13号・第1号上程	3
○専決報告第1号上程	3
根来消防長報告	3
質疑	4
採決	4
○専決報告第2号上程	4
根来消防長報告	4
質疑	5
○議案第1号上程	5
監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて	5
千代松管理者・提案説明・採決	5
佐古監査委員（議会選出）挨拶	6
○議員発議第1号上程	7
議会議長の辞職許可について	7
木下議員挨拶	7
○選挙第1号上程	8
議会議長の選挙について	8
指名推選	8
庄司議長挨拶	8
○議員発議第2号上程	9
議会副議長の辞職許可について	9
高木議員挨拶	9
○選挙第2号上程	10

議会副議長の選挙について	10
指名推選	10
奥野副議長挨拶	10
○議案第2号上程	11
泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する 条例制定について	11
根来消防長・提案説明	11
質疑	12
討論	12
採決	12
○議案第3号上程	12
平成26年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）	12
根来消防長・提案説明	12
質疑	13
討論	13
採決	13
○議案第4号上程	13
平成27年度泉州南消防組合一般会計予算	13
根来消防長・提案説明	13
質疑	15
討論	21
採決	21
○議案第5号上程	22
損害賠償の額を定めること及び和解について	22
根来消防長・提案説明	22
質疑	22
討論	23
採決	23
○閉会	23

泉州南消防組合議会第1回定例会第1日

(2月9日)

# 平成27年 泉州南消防組合議会第1回定例会（第1日）

平成27年2月9日（月）

## ○第1日の議事日程

日程第 1			議席の指定について
日程第 2			会議録署名議員の指名について
日程第 3			会期の決定について
日程第 4	監査報告	第8～13号 第 1 号	監査結果報告について
日程第 5	専決報告	第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
日程第 6	〃	第 2 号	専決処分の報告について

○

（追加日程）

日程第 7	議 案	第 1 号	監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについて
日程第 8	議員発議	第 1 号	議会議長の辞職許可について
日程第 9	選 挙	第 1 号	議会議長の選挙について
日程第 10	議員発議	第 2 号	議会副議長の辞職許可について
日程第 11	選 挙	第 2 号	議会副議長の選挙について

○

日程第 12	議 案	第 2 号	泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
日程第 13	〃	第 3 号	平成26年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）
日程第 14	〃	第 4 号	平成27年度泉州南消防組合一般会計予算

○

（追加日程）

日程第 15	議 案	第 5 号	損害賠償の額を定めること及び和解について
--------	-----	-------	----------------------

## ○議員定数15名

出席議員15名

木下豊和	竹田光良	和気信子	庄司和雄
木村正雄	三原伸一	高木謙治	仁部順行
奥野学	道工晴久	中村哲夫	野口新一
大庭聖一	佐古員規	矢野正憲	

## ○説明員職員

管理者	千代松大耕	副管理者	竹中勇人	副管理者	福山敏博
-----	-------	------	------	------	------

副管理者	中西 誠	副管理者	原 明美	副管理者	田代 堯
会計管理者	勘六野 正治	消防長	根来 芳一	消防次長	北川 悟
理事	吉村 昭彦	理事	花枝 岩夫	理事	清水 養一
理事兼熊取署長	松藤 忠直	泉佐野署長	戎谷 始	市場署長	東 昇司
泉南署長	中山 均	阪南署長	花石 廣	岬署長	正木 満
総務課長	小西 良昭	予防課長	中西 正	警備課長	久保 文雄
総務課参事	中川 隆仁	総務課参事	奥上 文二	総務課参事	中筋 浩二
警備課参事	大西 保				

○職務のために出席した職員

理事	竹内 寛二	課長代理	中川 康	主幹	名倉 一之
主幹	南川 智春	係長	北谷 守	係員	脇丸 達也

○本会議の会議事件

- ◇監査結果報告について
- ◇専決処分の承認を求めることについて
- ◇専決処分の報告について
- ◇監査委員（議員選出）選任についての同意を求めることについて
- ◇議会議長の辞職許可について
- ◇議会議長の選挙について
- ◇議会副議長の辞職許可について
- ◇議会副議長の選挙について
- ◇泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- ◇平成26年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）
- ◇平成27年度泉州南消防組合一般会計予算
- ◇損害賠償の額を定めること及び和解について

○地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員

竹田 光良                      佐古 員規

会 議 の て ん ま つ

開会（午前10時00分）

事務局（竹内 寛二君）皆様、おはようございます。

議会開催に先立ちましてご報告申し上げます。

ご発言時の注意事項といたしまして、お手数ですが、ご起立のうえ、お手元のマイクのスイッチを入れていただき、ご発言が終わりましたら再度スイッチを押して切断していただき、ご着席いただきますようお願いいたします。

議長（木下 豊和君）ただ今より、平成27年泉州南消防組合議会第1回定例会を開会いたします。

議員定数15名中、出席議員15名でありますので、会議が成立いたしております。

---

議長（木下豊和君）それでは、本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元の一覧表のとおりであります。

---

議長（木下豊和君）まず、日程第1、議席の指定についてを議題といたします。

議席の指定につきましては、ただ今、着席のと通りの議席を指定いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木下豊和君）異議がないようでございますのでさよう決定いたします。

---

議長（木下豊和君）次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

泉州南消防組合議会会議規則第68条の規定により、本会の会議録署名議員として竹田光良君、佐古員規君の両名を指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

---

議長（木下豊和君）次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木下豊和君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

議長（木下豊和君）次に、日程第4、監査報告第8号から第13号及び第1号までの監査結果報告についてを議題といたします。

ただ今、議題となっております議案につきましては、お手元に配付いたしておりますとおり、監査委員から議長あてに報告がありましたので、報告いたします。

この報告につきまして、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木下豊和君）ないようでございますので、以上で監査結果報告を終わります。

---

議長（木下豊和君）次に、日程第5、専決報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）皆様、おはようございます。

それでは、議案書1ページ、専決報告第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

この報告は、地方自治法第179条第1項の規定により、3ページ、専決第3号のとおり、泉

州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により報告するものでございます。

それでは、専決第3号について説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書3ページをお開き願います。

題名に続きまして、「泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例（平成24年泉州南消防組合条例第12号）の一部を次のように改正する。」といたしまして、「附則に次の1項を加える。」となっておりますが、これは条例制定時の附則に、議案書に記載する第9項を加えるものでございます。

なお、第9項は、平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例を規定いたしております。

内容といたしましては、「平成27年3月31日までの間における職員の給与に関する条例第8条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、同条第3項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。」といたしております。

附則といたしまして、「この条例は公布の日から施行する。」としています。

今回の改正は、平成26年8月7日付で発出されました人事院勧告のうち、制度改正に伴う原資を得るため1号給の昇給抑制を行うもので、この抑制を行う適用日が平成27年1月1日のため、2月の第1回定例会での議会上程では、不利益処分をさかのぼり適用することとなりますことから、この部分につきましては、不利益処分不遡及の原則によりまして、平成26年12月19日付でこの部分のみ専決処分をし、職員の給与に関する条例を改正させていただいたものでございます。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（木下豊和君）ただ今の報告につきまして、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木下豊和君）ないようでございますので、これより採決いたします。

専決報告第1号 専決処分の承認を求めることについては、報告どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（木下豊和君）挙手全員であります。

よって、本件は報告どおり承認されました。

---

議長（木下豊和君）次に、日程第6、専決報告第2号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提案者の報告を求めます。

根来消防長。

消防長（根来芳一君）それでは、議案書5ページ、専決報告第2号 専決処分の報告についてご説明いたします。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定により、7ページ、専決第2号のとおり、損害賠償の額を定めること及び和解について専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

それでは、専決第1号について説明させていただきますので、恐れ入りますが議案書7ページをお開き願います。

この事故は、平成26年12月30日、泉南市新家3107番地の6で、泉南消防署救助隊が救助事案出動中に発生させた物件損害事故で、議案書記載の相手方と損害賠償額1万800円をもって和解したものでございます。

事故の概要につきましては、泉南消防署救助隊が救助事案出動中の現場において、夜間活動であったため、ヘルメットに装着していたヘッドライトを点灯しながら要救助者を救助していたところ、水道メーターボックス直近の塩化ビニール製の水道管、径20ミリ、長さ約1メートルを誤って踏み、破損させたものでございます。

なお、損害賠償金は、一般財団法人全国消防協会から全額が補填されております。

今後はこのような事故を決して起こすことのないよう、夜間での活動については可能な限りの照明を準備し、周囲の状況を確認しながら活動するよう徹底させ、事故防止に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（木下豊和君）ただ今の報告につきまして、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（木下豊和君）ないようでございますので、以上で専決処分の報告を終わります。

---

議長（木下豊和君）暫時休憩いたします。

休憩（午前10時 7分）

---

再開（午前10時 8分）

議長（木下豊和君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長（木下豊和君）ただ今、議会選出の監査委員、庄司和雄君より監査委員の辞職願が提出され、受理された報告があり、議会選出の監査委員が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議案第1号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（木下豊和君）異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第1号 監査委員（議会選出）選任についての同意を求めることについてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、佐古員規君の除斥を願います。

（佐古員規君 退場）

議長（木下豊和君）提案者の説明を求めます。

千代松管理者。

管理者（千代松大耕君）それでは、ただ今、上程されております議案第1号 監査委員（議

会選出) 選任についての同意を求めることにつきまして、私のほうから提案理由の説明を申しあげ、議員各位のご同意を賜りたいと存じます。

今回、消防組合議会議員選出の監査委員といたしまして、佐古員規議員さんをお願い申しあげたいと存じます。

佐古議員さんは、熊取町議会より本消防組合議会へ選出されました議員さんで、住所は熊取町大久保南一丁目1613番地の12で、生年月日は昭和41年5月8日生まれの現在48歳でございます。平成23年5月に熊取町議会の議員に初当選され、現在1期目を務められており、その間、常任委員会の副委員長を歴任されるなど、熊取町政の推進にご尽力されているところでございます。このように、佐古議員さんは行政各般に精通された方でございますし、人格・識見ともすぐれた議員さんでございますので、本消防組合の監査委員といたしましては、まさに適任者であろうと、このように考えまして、ご提案を申しあげる次第であります。

どうか議員各位におかれましては、ご同意を賜りますようよろしくお願いを申しあげます。議長(木下豊和君)お諮りいたします。

監査委員に佐古員規君を選任同意することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(木下豊和君)挙手全員であります。

よって、監査委員に佐古員規君を選任同意することに決定いたしました。

除斥者の入場を認めます。

(佐古員規君 入場)

議長(木下豊和君)ただ今、監査委員の選任が同意されました。

この際、佐古員規君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

佐古員規議員。

監査委員(佐古員規君)発言のお許しを得ましたので、一言、監査委員就任のご挨拶を申しあげます。

ただ今、監査委員の選任同意をいただきました佐古員規でございます。今後は、泉州南消防組合の監査委員として、厳正・公平に職務を全うしていきたいと考えております。つきましては、議員各位のご協力をお願いいたしまして、甚だ簡単ではございますが、監査委員就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

---

議長(木下豊和君)暫時休憩いたします。

休憩(午前10時11分)

(木下豊和君 退場)

---

再開(午前10時12分)

副議長(高木謙治君)休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

副議長(高木謙治君)ただ今、議長、木下豊和君より議長の辞職願が提出されました。お諮りいたします。

この際、議会議長の辞職許可について日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(高木謙治君) ご異議なしと認めます。

よって、日程第8、議員発議第1号 議会議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、木下豊和君が除斥されております。辞職願を朗読させます。

竹内君。

事務局(竹内寛二君) それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願い出ます。

平成27年2月9日。

議会議長、木下豊和。

議会副議長、高木謙治 殿。

以上でございます。

副議長(高木謙治君) お諮りいたします。

木下豊和君の議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

副議長(高木謙治君) 挙手全員であります。

よって、木下豊和君の議長の辞職は許可されました。

この場合、木下豊和君より発言の申し入れがありますので、これを許可いたします。

木下君、入場。

(木下豊和君 入場)

副議長(高木謙治君) 木下豊和君の議長辞職の挨拶をお願いします。

木下君。

議員(木下豊和君) 貴重なお時間をいただきまして、議長退任のご挨拶をさせていただきます。

昨年の臨時議会におきまして、議長に選出いただきました。3カ月足らずではございましたけれども、理事者の皆さん、そして議員の皆さんのご協力のもとに、つつがなく議長職を全うできました。ありがとうございます。

つきましては、これからは一議員といたしまして、泉州南消防組合議会の発展、そして3市3町の住民サービスの向上のために頑張っている所存でございます。どうもこれまでありがとうございました。(拍手)

---

副議長(高木謙治君) ただ今、議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いを。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(高木謙治君)ご異議なしと認めます。

よって、日程第9、選挙第1号 議会議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行います。お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(高木謙治君)異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思います。

これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(高木謙治君)異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に庄司和雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただ今、副議長において指名いたしました庄司和雄君を議長の当選人と定めることに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(高木謙治君)異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました庄司和雄君が議長に当選されました。

ただ今、議長に当選されました庄司和雄君が議長におられますので、会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

この際、庄司和雄君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

庄司和雄君。

議長(庄司和雄君)阪南市議会議員の庄司でございます。発言のお許しを得ましたので、一言、議長就任のご挨拶を申し上げます。

ただ今、議員の皆様方のご推挙をいただきまして、消防組合議会議長に就任させていただくことになりました。この場をおかりいたしまして、厚く御礼申し上げます。

今後は、消防組合議会運営につきまして、皆様方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、この大役を果たしていきたく存じあげます。皆様方の温かいご協力を申し上げますとともに、消防組合のさらなる発展をお祈り申し上げまして、簡単粗辞ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

副議長(高木謙治君)以上をもって、私の議長としての職務が終了いたしましたので、これより議長を交代させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

---

議長(庄司和雄君)暫時休憩いたします。

休憩（午前10時18分）  
（高木謙治君 退場）

---

再開（午前10時19分）

議長（庄司和雄君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただ今、副議長、高木謙治君より副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、議会副議長の辞職許可について日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。  
これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄司和雄君）異議なしと認めます。

よって、日程第10、議員発議第2号 議会副議長の辞職許可についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

この場合、地方自治法第117条の規定により、高木謙治君が除斥されております。

辞職願を朗読させます。

竹内理事。

事務局（竹内寛二君）それでは、命によりまして、辞職願を朗読させていただきます。

辞職願。

今般、議会の申し合わせにより、議会副議長の職を辞したいので、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

平成27年2月9日。

議会副議長、高木謙治。

議会議長、庄司和雄 殿。

以上でございます。

議長（庄司和雄君）お諮りします。

高木謙治君の副議長の辞職を許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（庄司和雄君）挙手全員です。

よって、高木謙治君の副議長の辞職は許可されました。

この場合、高木謙治君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

（高木謙治君 入場）

議員（高木謙治君）貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言、お礼のご挨拶をさせていただきます。

昨年の2月に消防組合議会副議長に推挙いただきまして、議員各位または理事者の皆様にご協力をいただき、つつがなく職務を全うできましたこと、この場をおかりし、お礼を申し上げます。

今後は、この間のいろいろな経験をもとに、消防組合議会議員として地域の住民の安全・安心に努めてまいりたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひ申しあげまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

---

議長（庄 司 和 雄君）ただ今、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いま  
す。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、日程第11、選挙第2号 議会副議長の選挙についてを日程に追加し、選挙を行いま  
す。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたい  
と思えます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

なお、指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思えます。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

副議長に奥 野 学君を指名いたします。

お諮りします。

ただ今、議長において指名しました奥 野 学君を副議長の当選人と定めることに異議ござ  
いせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、ただ今、指名いたしました奥 野 学君が副議長に当選されました。

ただ今、副議長に当選されました奥 野 学君が議場におられますので、会議規則第30条第  
2項の規定により告知いたします。

この際、奥 野 学君より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

奥野議員、どうぞ。

副議長（奥 野 学君）発言のお許しを得ましたので、一言、副議長就任のご挨拶を申しあ  
げます。

ただ今、議長のほうからご指名をいただきました奥 野 学でございます。微力でございます  
ますが、皆様方のご協力、ご指導を仰ぎながら、消防組合議会副議長の職務を全うしていき  
たいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申しあげます。

簡単でございますが、就任の挨拶にかえさせていただきます。（拍手）

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第12、議案第 2 号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根 来 芳 一君）それでは、議案第 2 号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明申しあげますが、その前に、本件給与条例改正を含めまして、後ほどご説明させていただきます平成26年度一般会計補正予算及び平成27年度一般会計予算につきましては、先日の全員協議会におきまして詳細な説明をさせていただきましたので、この場におきましてはそれらを要約した形でご説明させていただきますことをご了承賜りますよう、よろしく願いいたします。

それでは、恐れ入りますが、議案書 9 ページをお開き願います。

また、議案書別冊 2 で改正条例の新旧対照表を作成しておりますので、併せてご覧いただきますようお願い申しあげます。

まず、本条例改正の骨子につきましてご説明申しあげます。

今回の改正は、平成26年 8 月 7 日付の人事院勧告に基づくもので、改正内容といたしましては、大きく 5 項目で構成いたしております。

1 項目めは、民間給与との格差を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点を置きながら、給料表の平均0.3%の増額改定を行うものでございます。2 項目めは、民間の支給割合に見合うよう、期末、勤勉手当率を現行3.95カ月分であるところを4.1カ月分に改定するものでございます。3 項目めは、給与制度の総合的見直しの一環として、民間給与水準を踏まえて給料表の水準を平均 2 %引き下げるとともに、特に官民給与差を考慮して、50歳代後半層にあっては最大 4 %程度の減額改定するものでございます。4 項目めは、給料表の減額改定に併せて地域手当の見直し、そして 5 項目めは、55歳以上の課長級以上の職員に対して1.5%減額を行うものでございます。

それでは、改正本文についてご説明いたします。

まず第 1 条は、1 項目めの改正内容である第29条に規定する勤勉手当率を4.1カ月分に改定すること及び 9 ページから13ページまでの給料表は、2 項目めの0.3%増額改定後の給料表でございます。

続きまして、14ページをお開き願います。

第 2 条は、地域手当率の見直し、そして給料表の水準を平均 2 %引き下げ及び55歳以上の課長級の1.5%減額に関する規定を定めております。

恐れ入りますが、20ページをお開き願います。

附則といたしまして、「この条例は公布の日から施行する。」といたしており、ただし、給料表の増額改定は、平成26年 4 月 1 日から適用し、勤勉手当率の改定につきましては、平成26年12月 1 日から適用するものとし、第 2 条の改正規定のうち、地域手当の見直し及び給料表の平均 2 %の減額改定、また、55歳以上の課長級職員に対する1.5%減額改定につきましては、平成27年 4 月 1 日から施行することといたしております。

なお、今回の給与条例改正に伴い、育児休業等に関する条例の一部の改正の必要があるため、同時に改正させていただいております。

説明は以上のとおりでございます。よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し

上げます。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第2号 泉州南消防組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおりとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第2号 泉州南消防組合の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案どおり可決されました。

---

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第13、議案第3号 平成26年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根 来 芳 一君）それでは、議案第3号 平成26年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書別冊3の3ページをお開き願います。

まず、第1条、第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,945万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億8,287万8,000円とするものでございます。

次に、第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、1ページめくっていただきまして、4ページ、5ページにかけて、第1表歳入歳出予算補正として記載させていただいております。

それでは、説明の都合上、まず歳出からご説明させていただきます。

恐れ入りますが、8ページ、9ページをお開き願います。

3歳出、日常備消防費、人件費事業、退職手当といたしまして9,945万4,000円を計上させていただいております。これは、平成26年度泉州南消防組合当初予算として、定年退職者6名分の1億4,085万7,000円を計上しておりましたが、平成26年6月に早期退職者、希望調査を実施いたしましたところ4名が退職希望されたことにより、退職手当の不足額が9,945万4,000円生じることとなったため、補正をお願いするものでございます。

以上で歳出に関する説明は終わらせていただきまして、引き続き歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書6ページ、7ページにお戻り願います。

2歳入、目消防費負担金といたしまして9,945万4,000円で、歳出と同額となっております。

組合を構成する市町の負担金額については、組合同約第16条第2項の案分比率から算出したしますと、泉佐野市にあっては2,902万4,000円、泉南市は2,244万9,000円、阪南市は1,829万4,000円、熊取町は1,354万6,000円、田尻町は713万円、岬町は901万1,000円となるものでございます。

説明は以上のとおりでございます。ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第3号 平成26年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおりとすることに賛成の方は挙手を願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第3号 平成26年度泉州南消防組合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

---

議長（庄 司 和 雄君）次に、日程第14、議案第4号 平成27年度泉州南消防組合一般会計予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根 来 芳 一君）それでは、議案第4号 平成27年度泉州南消防組合一般会計予算につきまして、泉州南消防組合予算及び予算説明書に基づきご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書13ページをお開き願います。

まず、第1条歳入歳出予算の総額でございますが、歳入歳出それぞれ45億2,545万4,000円と定めるものでございます。

続きまして、第2条は債務負担行為、第3条は地方債、第4条は一時借入金についてでございますが、恐れ入りますが、予算書16ページ、17ページをお開き願います。

第2表債務負担行為をご覧いただきたいと思っております。グループウェア賃借料といたしまして360万5,000円を計上いたしております。

続きまして、右のページ、第3表をご覧いただきたいと思っております。

地方債ですが、消防施設整備事業費といたしまして、限度額9億5,070万円といたしております。この内容につきましては、平成27年度事業として予定しております高機能消防指令センター整備事業、阪南市南西部新庁舎建設事業、高規格救急車の購入、庁舎の改修工事などの投資的予算の総額を限度額とさせていただいております。申し訳ありませんが、予算書13ページ

にお戻り願います。

同じく、第4条一時借入金につきましても、地方債と同じ事業費の総額を限度額とさせていただきます。

それでは、18ページから21ページ、歳入歳出予算事項別明細書につきましてご説明させていただきます。

それでは、説明の都合上、まず歳出からご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、予算書20ページ、21ページをお開き願います。

歳出予算事項別明細書、総括といたしまして、20ページの表の最下段、歳出合計は45億2,545万4,000円となっております。

それでは、歳出の主な内容につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書26ページ、27ページをお開き願います。

予算書26ページ、日常備消防費として、34億5,922万9,000円を計上させていただいております。この主な事業といたしましては、恐れ入りますが、予算書28ページ、29ページをお開き願います。予算書29ページ2段目の人件費事業として、31億5,366万6,000円を計上しております。これは、職員の給与及び各種手当などとなっております。

なお、この29ページ最下段から59ページの上段までは、各課各署の経常的な事業を計上しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、予算書58ページ、59ページをお開き願います。

目消防施設費として10億3,261万5,000円を計上させていただいておりますが、このうち平成27年度の投資的事業を含め、重立った事業についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書60ページ、61ページをお開き願います。

まず、61ページ最上段の消防車両購入事業、泉佐野署で4,000万円を計上させておりますが、これは泉佐野署に配置しております高規格救急車及び事務連絡車の老朽化が著しいため、更新するものでございます。

次に、その下段、消防車両購入事業、阪南署で3,500万円を計上させていただいておりますが、これは阪南署に配置しております高規格救急車の老朽化が著しいため、更新するものでございます。

続きまして、その下段、消防庁舎改修事業熊取署でございますが、これは熊取署の消防庁舎防水工事のための工事費として、2,638万4,000円計上させていただいております。

次に、その下段の阪南市南西部新庁舎建設事業として、実施設計委託料及び土地購入費等で1億40万円を計上しているものでございます。これは、消防広域化に伴い制定されました泉州南ブロック広域消防運営計画の中で、中長期的には現状の署所配置では2キロメートル圏内に包含されない阪南市南西部を優先して、最長5年以内に整備を図ることとなっており、このたび阪南市桃の木台に約4,000㎡の土地の購入及び地盤調査並びに平成28年度に建設工事にとりかかるための基本設計及び実施設計を行うものでございます。

次に、その下段の高機能消防指令センター整備事業として、7億9,087万4,000円を計上しておりますが、これは現在、泉佐野署、泉南署、熊取署、阪南署4カ所で119番通報等の受け付け及び出動指令業務を実施しておりますが、全て老朽化が著しく、また4カ所を1カ所に統合することで、効率的な部隊運用、現場到着までの時間短縮及び被害の軽減や救命率の向上を図るもので、消防広域化の最大メリットを生かすものでございます。

次に、最下段の車両改修事業、空港分署として、1,026万5,000円を計上させていただいております。これは、空港分署に配置しております大型化学車及び泡原液搬送車が、NOxPM法により平成27年度に有効期限以降使用できなくなり、本来ならば更新予定でありましたが、財政事情を勘案し、延命措置として当該車両にNOxPM低減装置を装着するものでございます。続きまして、予算書62ページ、63ページをお開き願います。

目災害対策費として、336万円を計上いたしております。

次に、公債費のうち、目元金として1,060万円につきましては、平成25年度に整備いたしました投資的事業の償還金、恐れ入りますが、予算書64ページ、65ページをお開き願います。

同じく、目利子といたしまして、1,527万9,000円計上させていただいております。これは、平成25年度、平成26年度に整備いたしました投資的事業の償還金を計上いたしているものでございます。

以上で歳出に関する説明を終わらせていただきまして、引き続き、歳入に移らせていただきます。

恐れ入りますが、予算書18ページ、19ページにお戻り願います。

まず、歳入予算事項別明細書として、総括として18ページの表の最下段、歳入合計は45億2,545万4,000円で、歳出合計と同額となっております。

それでは、歳入の主な内容につきましてご説明させていただきます。

恐れ入りますが、予算書22ページ、23ページをお開き願います。

2歳入、款分担金及び負担金、目消費費負担金は35億1,992万2,000円でございます。組合を構成する市町の負担金額については、組合規約第16条第2項及び第3項の案分比率から算出いたしますと、泉佐野市にあっては10億2,706万6,000円、泉南市は7億9,449万円、阪南市は6億4,750万4,000円、熊取町は4億7,942万3,000円、田尻町は2億5,245万2,000円、岬町は3億1,898万7,000円となるものでございます。

最後に、予算書66ページ以降に給与費明細書、続いて、末尾の予算書74ページに地方債に関する調書を添付いたしております。内容につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

和気議員。

議員（和 気 信 子君）泉南の和気です。教えていただきたいことがありますので、ちょっと質問をさせていただきます。

61ページで今説明がありました新庁舎、これこの前も視察に行かせていただきましたが、必要な新設というのは思いますが、この間5年計画の中で新しい庁舎を建てるということなんです、その後の各分署で統合されるところとかというのがあると思うんですが、5年間の計画の中でそういった計画はいつ頃発表になるのかわかれば教えていただきたい。それが1点です。

それから、もう一点は67ページのところの職員の数なんですけれども、今見ますと前年度が360人、そして27年度が358人、そして再任用の数が今回は多くなっているというのと、職員がマイナス2という形になっているんですけれども、消防職員の数、本当にしっかりと市民の命

と財産を守るということですので、この数がなぜ減っているのか、再任用がふえているのかをできれば教えていただきたい。しっかりと人数配置もしていただきたいというふうに思います。その点、2点。

そしてもう一点は、小さなことなんですけれども、37ページのところを見ますと、救急救助活動事業ということになってはいるんですが、大事な事業だというふうに思っています。その中で各市町のところを見ますと、例えば佐野は毛布はリースという形になっていますし、リースされているところは、熊取とか阪南とか岬、空港というところになってはいるんです。そして、あとごみ収集委託料というのも熊取とか、あと阪南、岬となるんですけれども、それ以外はないというのと、泉南のほうは毛布リースも予算ありませんし、ごみ収集委託料というのがないんですけれども、こういったことは一定の各部署でそれぞれ対応されているというふうに思うんですけれども、例えば泉南の場合はリースをしないということは、その部署にちゃんと毛布が備蓄されているのかというふうには思うんですが、その点大事な部分かというふうに思いますので、ちょっとわからないので聞かせていただきたいというふうに思います。その3点、よろしく願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）吉村理事、どうぞ。

組織体制担当理事（吉 村 昭 彦君）ただ今の和気議員様からのご質問の1点目、2点目についてご答弁させていただきたいと思います。

まず、1点目の署所の再編ということで、これもブロック計画の中に定められてきた訳でございしますが、その一つの大きな今回予算を提案させていただいているということでございまして、阪南市南西部の署もしくは分署というふうな規模にはなるとは思いますけれども、それと併せてブロック計画の中では、泉佐野市と泉南市の境界付近についても要るのではないかというふうなことで定められておまして、ここについても泉佐野市内の署所の廃止、移転というふうな形になると思いますけれども、検討している最中でございます。これらにつきましては、来年度以降、1つの阪南市南西部のほうに形になってきた段階で、全体の計画というふうな形でご提示させていただきたいなというふうに考えております。

それと、2点目の360人が358人になっているというふうなお話でございしますが、これももちろん1点目に言いました署所の再編等、それと今回統合の指令台を整備いたしますので、その中で一定効率的に消防力をちゃんと維持した状態で、効率的な運用が図れるのではないかとということでございまして、その中で人の見直しというのを行っていきたい。ただ、これはあくまで消防力は維持した形で行っていきたくて、例えば、本部機能の統合とかいろいろ考えられますので、そのあたりでやっていきたくて考えております。これらは、もちろん署所の再編等きちり出た状態を出していくものでございしますので、今後また提示する機会もあるのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）小西総務課長。

総務課長（小 西 良 昭君）それでは、総務課が所管いたします和気議員のご質問について、ご説明させていただきたいと思います。

救急救助活動事業の中で、毛布並びにごみ廃棄処分料について各署で差があるのではないかとというふうなご質問とあります。それにつきまして、毛布につきましては、旧消防本部の中でリース方式をやっていたところについては、そういう形を継続させていただいていますととも

に、泉南署につきましては、当然毛布を所有してございます。その分を救急搬送で汚染した場合にあっては、当然クリーニングに出して対応しておるといふようなところでございます。今後、その辺の毛布を購入するべきなのかどうかということにつきましては、費用対効果を検討して今後統一してまいりたいと考えております。

また、ごみの件ですが、救急救助活動のごみといいますのは、救急隊が使いましたいろいろな救急資機材の汚染したもの、例えば針とかそういうようなものにつきましては、その辺の一般のごみとして処分はできませんので、専門業者に廃棄処分を依頼しておるものでございますが、名称のとり方が違うのみで全て業者委託ということで、費目の項目の上げ方、例えば泉佐野署にありましては、感染廃棄物収集委託料というような文言の差でございまして、全て通した形での予算計上をさせていただいておるものでございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）和気議員、どうぞ。

議員（和 気 信 子君）いろいろ教えていただきましてありがとうございます。

消防員の本当に人員配置というのは、大事な部署というふうに思いますので、消防力が落ちないような形でしっかりと人員のほうは確保もしていただきたいし、そういった配置にさせていただきたいというふうに思います。これも要望にかえて、私の質問もこれで終わります。ありがとうございました。

議長（庄 司 和 雄君）ほかに質疑ございませんか。

竹田議員。

議員（竹 田 光 良君）泉南ばかりですみません。何点か確認させていただきたいと思います。

まず、61ページに限ってちょっと質問させていただきたいなというふうに思いますが、まず1つは高規格車の救急車の件のお話がありました。泉南も昨年1つ新たにさせていただきまして、それから1台購入をしておりますが、今後の計画としては高規格救急車、まだかえられるのが幾らかあるのか、1点お尋ねをさせていただきたいと思います。

それから、もう一点は、先ほど和気議員のほうからも質疑がございましたブロック計画の中で、いわゆる再編でありましたけれども、泉南と泉佐野の話がございましたけれども、これほかにもあったのではなかったかなというふうに思いますが、その点について改めて説明をお願いしたいと思います。

そして、その中でいわゆる阪南の庁舎の建設についてでありますけれども、土地購入費として5,000万円計上されております。これ、先ほど和気議員の話もありましたけれども、我々も現地を見させていただいて、4,000㎡という随分広大な敷地となる訳でありますけれども、これ土地の所有者が大阪府というふうに聞いておりますが、これ単純に5,000万の予算をつけて、これから購入をしていくということでもありますけれども、こういう財政事情でありますので、公公の話でありますので、一定例えば定借であるとか、それからまた無償貸与でもいいのではないかというふうに思ったんですが、その辺の要は議論はなされず、また大阪府との交渉は一切なかったのか。もしあれば、その中身についてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、もう一点、空港分署の大型化学車のNO<sub>x</sub>規制の件でありますけれども、これ延命措置を図ったというふうにあります。他の救急車や、またほかのものについては、老朽化のものについては随分予算をつけていくんですが、ここだけ老朽化でありながら、予算がございませんのでいわゆる延命化を図ったというような説明がありました。こ

の辺ちょっと整合性が図られないなと思いますから、もう少し詳しい説明をお願いいたします。  
以上、よろしく申し上げます。

議長（庄 司 和 雄君）吉村理事、どうぞ。

組織体制担当理事（吉 村 昭 彦君）まず、1点目の署所の再編で、阪南市南西部以外にあったのではないかとというふうなご質問やったと思うんですけども、運営計画のほうに記載されておりますのは、中長期的には現状の署所配置は2キロ圏内以内に包含されない阪南市南西部を優先する、これが5年以内に整備を図る。さらに、泉佐野市と泉南市の境界付近を含め、適正配置のため現状の署所の統廃合等も勘案し、整備計画を策定するというふうなことになってございまして、消防本部内部の議論ではいろいろと、例えば泉南市、泉佐野市との境界の付近については、一定の移設でそちらに近づけるとか、あと空港分署をどうするのかとか、そういうふうな議論は沢山やっております、そこらあたりも消防力が行き渡るような形で、署所の再編というのはもちろん考えなければならぬので、そういうふうにはいたしております。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）小西総務課長。

総務課長（小 西 良 昭君）それでは、ご質問の件につきまして、総務担当部分についてご説明させていただきたいと思います。

今回の土地購入につきましては、大阪府のほうからの土地購入ということで計画を立てております。その中で、定借または無償貸与等についての検討はなかったかということでございますが、当然、当初そういう計画もさせていただいておりました。大阪府さんとの協議の中では、一応、定借、無償貸与ではなく購入という形での申し入れということになってございます。

それから、NO<sub>x</sub>対応車両の延命の件でございますが、今回延命させます車両につきましては、空港分署に設置しております大型化学車並びに泡原液搬送車でございます。この車両は2台とも関西国際空港の給油センターに10基設置しております燃料タンクのための石災に絡みます車両更新でございます。現状、車両の出動状況等を勘案したうえ、さらに車両更新することによって今後公債費が伸びていくと。その中で3市3町様への負担金の増加が認められるという中で、消防も一定の範囲でやはり各3市3町の負担を軽減させるべきという判断の中で、低減装置の設置ということを検討させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）久保警備課長、どうぞ。

警備課長（久 保 文 雄君）私のほうからは、高規格救急車の更新についてご説明させていただきます。

現在、泉州南では19台の高規格救急車を整備しております。この整備状況につきましては、各旧の消防本部でそれぞれ消防力の基準に応じて整備したものでございます。現在、泉州南では更新に対する基準を改めまして、順次更新していく予定でございます。更新基準といたしましては、整備後10年を経過したもの、または走行距離15万キロ以上に達したものについては、更新の候補として挙げさせていただいております。今回整備する阪南署それから泉佐野署の高規格救急車でございますけれども、阪南署の高規格救急車につきましては、整備後13年を経過し、現在23万キロを走行しております。また、泉佐野署の救急車につきましては、これも13年を経過し、28万キロを走行しているという状況でございますので、他の高規格に比べて非常に使用頻度が高いということで、優先して今回更新をさせていただいております。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）竹田議員、どうぞ。

議員（竹 田 光 良君）ありがとうございました。

先ほどの高規格のほうなんですけれども、28万も走っているということですので、今後は10年、それから10年の経過、また15万キロ、この辺はきちっと守られながら、更新する場合は更新されるという認識でいいのかなと。

あと、19台という話は、今これまで整備したということなんですか。全体でですかね。ちょっとそこがわかりにくかったんで。

それから、併せてあと何台今後計画としてあるのかをお尋ねしておりますので、お願いしたいと思います。

それから、ブロック計画のほうにつきましては、阪南が最優先ということはよくわかります。ただ、今回新たに新庁舎として、消防庁舎として建設をする訳ですから、やはり本来でしたらその全体計画をきちっと示したうえで、この計画を本来は示すべきではないのかというふうに思うんですけれども、この点についての見解をお願いしたいと思います。

それから、底地の購入につきましては、今の話でいきますと、大阪府としてはそんな話も出しましたが、一切交渉もしていませんということですのでよろしいんですかね。ちょっとよくわからなかったんですが、そこは交渉がきちっとされたのかというふうにお尋ねをさせていただいております。

それと併せまして、ここはこの間現地地で説明をお聞かせいただきましたが、そのときにヘリポート、それから職員さんのやっぱり訓練施設もというふうにありましたけれども、いわゆる当初は計画の中に、非常にありがたい話だなというふうに思っているんですけれども、そこまでの計画は恐らくされていなかったのではないかと。どの時点でいわゆる4,000㎡、見た目も非常に広大だったんですけれども、ひょっとしたら計画そのものがこれ変わっていないのかなというふうに懸念もする訳なんですけれども、この点について説明をお願いしたいというふうに思います。

それから、NO<sub>x</sub>車のことについては、これはいろいろあるんでしょうということにとどめておきたいと思いますので、これはもう結構でございます。

以上、お願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）久保警備課長。

警備課長（久 保 文 雄君）19台の高規格救急車のことについてでございますけれども、現在、4つの旧の消防本部が統合されたときに整備をしている車でございます。今後はこの辺のところの見直しをさせていただいて、適正な救急車の数の更新計画を立てていきたいと考えております。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）根来消防長。

消防長（根 来 芳 一君）議員ご指摘の19台というのは、整備したのか、現状救急車が19台あるのかというご質問だと思うんですけれども、統合したときに予備車を含めて19台保有しております。その19台の保有の救急車を年次的に古い順番に、10年もしくは15万キロを基準に古いものからというような状況で整備させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（庄 司 和 雄君）小西総務課長。

総務課長（小西良昭君）先ほど私の答弁の内容で不明確な点があるということで、再度ご説明させていただきたいと思えます。

土地購入につきましては、当初無償という形の、官官ということもありますので、強く要望させていただいております。大阪府のほうでは、現状無償ということはありませんというふうな回答でございました。

それから、計画変更ということなのですが、当初、今回設けます新消防庁舎の規模をどうしていくのかというような内容も検討させていただいております。出張所レベルにするのか、分署レベルにするのか、署レベルにするのかというような検討もさせていただきました。今回の場合につきましては、分署規模というのが以前から阪南岬消防組合さん、当時からそういうようなお話もあったと、経緯があるということも踏まえまして、分署を計画させていただいております。その中で、4,000㎡の土地を買うに当たって、当然有効活用をしていかなければならないというような意味で、計画の変更という部分が入っております。

泉州南といたしましては、現状の各署所におきまして訓練は当然日夜続けておりますが、大きな訓練をする場所がないというようなことから、やはり訓練場所としての確保並びに阪南市並びに岬町方面におきまして、ドクターヘリのランデブーポイントというのが組合の北部地域に比べて少ないというようなこともありますので、そのランデブーポイントとしてのヘリポートということも当然込みしていかなければならないだろうと。並びに大阪府南部のほうでの大きな自然災害等発生した場合、緊急消防援助隊の派遣が検討されることになるかと思えます。そのような場合の集結場所ということについても一定の活用ができるのではないかというような意味合いで、計画の変更をさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

議長（庄司和雄君）吉村理事。

組織体制担当理事（吉村昭彦君）今回の阪南南西部の新消防庁舎を建てるについて、全体計画をまず示すべきではないかのご質問なんですけれども、ブロック計画の中に定められている新署というふうな形で、新署もしくは移設というのは、今の阪南市南西部新消防庁舎と、それから先ほども申しました泉南市、泉佐野市の境界付近というふうな形で規定されてございます。これらを含めた全体計画というふうな形では、現在内部で検討をしております。もちろん大きく職員の配置も枠組みが変わる部分もありまして、また分担金等の見直しも3年から5年というふうな、そういった新しい消防組織はどういうふうな形になるのかということによって、いろいろ形というんですか、変わるところがありますので、それらを今検討している最中でございます。

来年度、5月というか次の議会には、財産の取得の議決をまた上げさせていただかなければならないのかなというふうに考えておりますので、一定の新署所の配置というふうな形で資料も出させていただければなというふうに考えてございますので、よろしくお願ひします。

議長（庄司和雄君）ほかに質疑ございませんか。

道工議員。

議員（道工晴久君）ちょっと2件ほどお尋ねをいたしたいと思えます。

今、署の配置のブロック計画等を聞かせていただきました。あれだけ広大な土地を購入する訳ですから、私とすれば阪南署を南西部の新しい庁舎に移設したほうがいいのではないかなと。本署としての機能を有する施設に移行していくほうがいいのではないかなという思いは持って

います。その辺、ぜひともお考えをいただきたい。

それともう一点、高規格救急車の購入でございますけれども、佐野署と阪南署で500万ほど違いますが、その辺の金額の違いというのはどこにあるのかをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）吉村理事。

組織体制担当理事（吉 村 昭 彦君）1点目の阪南署をそこへ移設すればいいのではないかと  
いうふうなご意見でございますけれども、それらも全体計画というんですか、全体の署所の配  
置、バランス等を考えたうえで検討していく形で、今現在、実際にいろいろなシミュレーショ  
ンを考えてやっておりますので、その中の一つとして考えていきたいということでございます。

以上でございます。

議長（庄 司 和 雄君）小西総務課長。

総務課長（小 西 良 昭君）それでは、もう一点の車両購入に対しての値段の違いということ  
でご説明させていただきます。

泉佐野署につきましては4,000万円、また阪南署につきましては3,500万円ということで、泉  
佐野署におきましては、事務連絡車並びに高規格救急車の購入で、3,500万円と500万円の分で  
4,000万円となっておりますのでございます。

以上です。

議長（庄 司 和 雄君）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号 平成27年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案どおりとすることに  
賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（庄 司 和 雄君）挙手全員であります。

よって、議案第4号 平成27年度泉州南消防組合一般会計予算については、原案のとおり可  
決されました。

暫時休憩いたします。

休憩（午前11時11分）

---

再開（午前11時12分）

議長（庄 司 和 雄君）休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

議長（庄 司 和 雄君）ただ今、管理者、千代松大耕君より追加議案、損害賠償の額を定めること及び和解についてが提出されました。

お諮りいたします。

この際、損害賠償の額を定めること及び和解についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（庄 司 和 雄君）異議なしと認めます。

よって、日程第15、議案第5号 損害賠償の額を定めること及び和解についてを日程に追加し、直ちに議題といたします。

議案の説明を求めます。

根来消防長。

消防長（根 来 芳 一君）それでは、ただ今、追加議案といたしましてご承認賜りました日程第15、議案第5号 損害賠償の額を定めること及び和解につきまして、提案理由のご説明を申しあげます。

恐れ入りますが、追加議案書11ページをご覧くださいと思います。

この事故につきましては、平成25年6月9日、泉南郡熊取町野田一丁目1番21号、熊取消防署前町道で発生いたしましたもので、追加議案書に記載いたしております1、和解の相手者に対しまして、既払金を含めて152万2,325万円を賠償し、和解をするものでございます。

事故の状況といたしましては、平成25年6月9日午後2時00分頃、熊取消防署配置の救助工作車が同署敷地内の訓練場所へ移動するため、署前の町道で後退していたところ、和解の相手者が運転する普通乗用車に衝突し、相手者が頸部等を負傷され、普通乗用車に損害を与えたものでございます。

和解の相手者との示談につきましては、組合が加入する公益財団法人全国市有物件災害共済会を通じて進めておりまして、相手車両の修理代金24万9,464円及び治療費70万2,861円につきましては相手者も了承のうえ、同災害共済金から既に支払われております。

しかしながら、相手者は既払金以外に通院費、通院慰謝料、弁護士費用を含めて148万1,309円及び遅延損害金の支払いを求め、国家賠償法第1条第1項に基づき、平成26年7月1日に大阪地方裁判所岸和田支部に訴状が提出されたものでございます。

その後5回にわたる審理を経まして、平成27年1月21日に大阪地方裁判所岸和田支部から調停の和解案が原告そして被告に示され、双方異議がなければ和解が成立するものですが、地方公共団体にあつては地方自治法第96条の規定によりまして、損害賠償の額を定めること及び和解については議会の議決が必要であるため、議会終了後、原案可決を証明できる書面を裁判所へ提出するよう指示があったものでございます。

なお、追加議案書にございます7、和解条項（1）に示された57万円は、公益財団法人全国市有物件災害共済会より全額補填される予定となっているものでございます。

業務の遂行に当たっては、常日頃から注意を持って当たらせてはおりますが、今後はさらに細心の注意を払い、業務遂行に努めてまいります。

よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申しあげます。

議長（庄 司 和 雄君）これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(庄司和雄君) ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(庄司和雄君) ないようでございますので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第5号 損害賠償の額を定めること及び和解については、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(庄司和雄君) 挙手全員であります。

よって、議案第5号 損害賠償の額を定めること及び和解については、原案のとおり可決されました。

---

議長(庄司和雄君) 以上で本定例会の全日程が終了いたしました。

ただ今をもって平成27年泉州南消防組合議会第1回定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでございました。

閉会(午前11時17分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 木 下 豊 和

議 長 庄 司 和 雄

2 番 議 員 竹 田 光 良

14 番 議 員 佐 古 員 規